

デトックス・トリップ宮崎プロモーション等業務委託仕様書

1 目的

本県が令和元年度から展開している「デトックス・トリップ宮崎」のイメージを汲んだプロモーションを行うとともに観光客の実際の誘客を促進し滞在日数の増加に繋がる企画の実施、旅行会社及び宿泊施設等が企画するデトックス・プランへ参加したくなるような誘客促進力の高い宮崎らしさを感じさせる「癒しグッズ」を制作する業務を委託するもの。

2 委託事業名

デトックス・トリップ宮崎プロモーション等業務

3 デトックス・トリップ宮崎の概要

デトックス・トリップ宮崎とは、20～40代の働く女性をメインターゲットとした、本県でしか見ることのできない景色や神話に基づくパワースポット、豊かな食などの観光資源から得ることのできる癒しを体感できる「宮崎でココロとカラダを癒す旅」をテーマとした観光プロジェクト。

4 委託期間

契約の締結日から令和6年3月31日（日）まで

5 委託業務の範囲

(1) プロモーション

- ①メインターゲットに訴求力のあるプロモーションとして、次の内容を盛り込み、具体的な手法を提案すること。
 - ・本県でしか見ることのできない景色や神話に基づくパワースポット、豊かな食などをフックとしたプロモーションを展開すること。
 - ・認知拡大のための情報発信及び実際の誘客に繋がるプロモーションを展開すること。
 - ・観光客の県内周遊を促進し、滞在日数の増加を目指すこと。
 - ・多種多様な広告媒体を活用し、露出頻度の高い提案をすること。なお、活用媒体は費用対効果や話題性の高いものになるよう考慮すること。
 - ・デトックス・トリップ宮崎のイメージを損なわないプロモーションを行うこと。
- ②プロモーション活動は今年9月から実施し、年間をとおして切れ目ない効果的なものとする。
- ③県内全域（県央・県南・県西・県北）に波及効果があるよう配慮すること。
- ④実施する事業ごとの成果指標とその検証方法、実現可能性について具体的に記載すること。

(2) オリジナルグッズの制作

- ・ターゲットに訴求力が高い、宮崎らしさを感じさせる魅力的な癒しグッズを制作すること。
- ・制作業務には、デザイン、校正、納品、発送、工程管理、電子データ制作等、グッズの制作において必要となる全ての業務を含む。
- ・デザインの校正は、最低2回以上とする。
- ・内容等については、県と事前に協議の上、決定することとする。
- ・制作数は以下のとおりとする。
デトックス・トリップ宮崎オリジナルグッズ：3,000個

6 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託料に含む経費について

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。

なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

8 成果品の提出

本仕様書により作成された成果品は、完成次第速やかに県へ提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。なお、納品に係る郵送料等は、委託料の範囲内で受託者負担とする。

(1) 制作物

指定の個数を納品すること。納品場所は以下のとおりとする。

- ・宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課

(2) 電子データ

本仕様書により作成されたデザイン等の電子データ（ai形式、JPEG形式）により納品すること。なお、納品場所は宮崎県観光推進課とする。

9 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、新型コロナウイルス等の状況により、変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。